



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
7 月 11 日
第 630 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境保全課）	1
※滋賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境保全課）	2
○ 告 示	
事業用の水草等の提供に係る物品売払収入および水草対策事業に対する寄附金の徴収事務の委託（琵琶湖保全再生課）	2
県営（有）林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務の委託（森林政策課）	2
保育士の登録の申請に対する審査の手数料等の徴収事務の委託（子育て支援課）	3
道路区域の変更（道路保全課）	3
○ 公 告	
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）	3
公共測量実施公告（用地事業支援課）	5
公共測量終了公告（用地事業支援課）	5
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）	6
○ 公 安 委 員 会 告 示	
滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく船舶の航行に関する制限の指定（地域課）	6
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁庁舎管理規程の一部改正	6
○ 雑 報	
滋賀県市町村職員共済組合令和 6 年度決算の要旨の公告	7
○ 正 誤	
令和 7 年 7 月 1 日付け第627号滋賀県告示第259号中	8

規 則

滋賀県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第52号

滋賀県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県自然環境保全条例施行規則（昭和49年滋賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第3第8項第7号中「第3条」を「第3条第1項」に、「第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者または同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者」を「第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者または同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした」に改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 海上運送法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第24号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 2 項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第 1 項の許可を受けた者とみなして、改正後の別表第 3 第 8 項第 7 号の規定を適用する。

- 3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、改正後の別表第3第8項第7号の規定を適用する。

滋賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月11日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第53号

滋賀県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県立自然公園条例施行規則（昭和41年滋賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第29号の25中「第3条」を「第3条第1項」に、「免許」を「許可」に、「第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者または同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた」を「第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者または同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして、改正後の第24条第29号の25の規定を適用する。
- 3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、改正後の第24条第29号の25の規定を適用する。

告

示

滋賀県告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、事業用の水草等の提供に係る物品売払収入および水草対策事業に対する寄附金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年7月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 公益財団法人淡海環境保全財団 理事長 高木浩文
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 草津市矢橋町字帛帆2108
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 事業用の水草等の提供に係る物品売払収入および水草対策事業に対する寄附金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和6年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年6月13日

滋賀県告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、県営（有）林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年7月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 滋賀県森林組合連合会
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市大萱四丁目17番30号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 県営（有）林の木材の販売に係る販売代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和6年9月10日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年6月16日

滋賀県告示第272号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、保育士の登録の申請に対する審査の手数料、保育士登録証の書換え交付の手数料および保育士登録証の再交付の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 7 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 社会福祉法人日本保育協会
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東京都千代田区麹町一丁目 6 番地 2
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 保育士の登録の申請に対する審査の手数料、保育士登録証の書換え交付の手数料および保育士登録証の再交付の手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和 7 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和 7 年 7 月 11 日から令和 7 年 7 月 25 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	大津能登川長浜線	近江八幡市西庄町字筆ノ部1236番 1 地先から	変更後	最小 12.1m └ 最大 17.9m	297.4m	道路改良工事 (歩道整備) に伴う道路区域の変更
		近江八幡市西庄町字八田1796番 1 地先まで	変更前	最小 7.6m └ 最大 13.4m	297.4m	

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 7 年 7 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート南郷店 大津市南郷一丁目59番 1 ほか
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 大津市交通安全条例（令和 3 年大津市条例第59号）第 7 条では、住宅、事業所その他の施設において工作物を配置する等の場合、道路の見通しを確保できるように、市は市民および事業者による取組を推進することを定めている。特に、交差点付近、敷地出入口について、見通しの確保に配慮すること。
 - (2) 事業内容について、地元の学区自治連合会および近隣の自治会長に説明し、当該自治会等から要望があった場合は、適切に対応すること。また、事業内容の説明結果を大津市市民部自治協働課へ報告すること。
 - (3) 地域住民に説明の上で進めること。
 - (4) 駐車場や店内での防犯など配慮されているところであるが、防犯対策には、青少年の健全育成の見地からも対

処すること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力すること。

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条に基づき自己処理(大津市の許可業者への委託を含む。)等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
- (6) ごみの減量、再資源化に努めること。
- (7) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年大津市条例第17号)第30条に基づく保管庫を設置すること(カタログ等添付要)。また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
- (8) 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則(平成6年大津市規則第45号)第16条の保管基準を遵守すること。
(保管基準)
ア 道路その他公共の用に供する場所において保管しないこと。
イ 排出量、保管日数に対し十分な容量および構造の保管場所に保管すること。
ウ 分別区分および再利用を行うものごとに分けて保管すること。
エ 飛散、流出、悪臭等により生活環境を害し、または公衆に嫌悪の情をもたらさないこと。
オ 犬、猫等による散乱、ねずみの生息および蚊、はえその他の害虫の発生を防止すること。
カ 適切に清掃等を行うことにより、常に保管場所を清潔に保つこと。
- (9) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
- (10) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3および第16条の4の規定に基づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書を提出すること。
- (11) 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成26年大津市条例第11号)第2条第4号の特定事業に該当し、かつ、同条例第10条ただし書に該当しない場合は、土砂等の搬入着手前に同条例第10条の許可を受けること。
- (12) 造成工事に伴い搬入する土砂等については、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条の規定に基づき、土壌安全基準(28項目)に適合する土砂等を使用すること。
- (13) 搬入された土砂等が、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条に規定する土壌安全基準に適合することを確認できない場合は、事業者の事務所、事業区域の土地その他事業に関連する場所へ立入検査を実施することがあるので、検査、収去または質問に協力すること。
- (14) 建設工事および事業活動に伴って生じる産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条および第12条の2に基づき適正に処理すること。
- (15) 申請地には都市計画施設(都市計画道路3・5・104号、都市計画緑地16号千丈川緑地)が近接しているため、必要に応じて都市計画施設の明示申請をすること。なお、都市計画施設の区域内に建築物を建築する際には、都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条による建築の許可が必要になるため留意すること。
- (16) 大津市立地適正化計画の都市機能誘導区域外で、同計画に規定する誘導施設の建築目的の開発行為や建築行為等を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の30日前までに、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づく届出を大津市都市計画部都市計画課に行うこと。
- (17) 路外駐車場で、一般公共に供する部分の面積が500㎡以上のもので駐車料金を徴収する場合は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条および第13条による届出を行う必要があるため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
- (18) 申請地は瀬田川風致地区に指定されているため、大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年大津市条例第5号)による申請を行い、許可を得ること。なお、許可後に計画が変更となった場合、再度許可を要するため留意すること。
- (19) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容などによって大津市屋外広告物条例(平成22年大津市条例第53号)等による許可もしくは通知が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行うこと。
- (20) 床面積2,000㎡を超える物品販売店舗は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)(平成18年法律第91号)に定める建築物移動等円滑化基準に適合させること。

- (21) 当該事業計画については、令和7年2月18日付け大都開第21号で都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく適合証明書(以下「60条証明」という。)を交付している。60条証明の申請内容と当該事業内容に相違が生じた場合は再度協議が必要となるため、留意すること。
- (22) 出入口②について、右折での出庫は危険と思われる、左折入庫についてもレーンを拡幅するべきと思われる。国道のため、大津市建設部道路・河川課への協議等は不要。
- (23) 当該申請地付近の道路は、南郷小学校、南郷中学校の通学路および校区に該当するため、工事等の際に、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行について交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図ること。また、該当校への事前説明および要件協議書への説明経過報告書を添付すること。さらに、該当校への説明は、工期・工事用車両の進入経路と出入りの時間帯等が具体化された段階においても行うとともに、該当校と必要な協議を行うこと。該当校においては、その協議結果に基づき、通学路の変更や保護者・スクールガード等との情報共有を適宜行う必要が生じる可能性もあるため、着工前のできるだけ早い段階で説明・協議を行うこと。また完工後も、駐車場に出入りする際は、児童生徒等の歩行者に注意するよう搬入業者等にご説明するとともに、道路の見通しや歩行者の横断時の安全が確保されるよう整備(ミラーや注意を促す設備等の設置など)すること。なお、開発事業に伴い発生した問題は開発者において解決すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和7年7月11日から令和7年8月12日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長 矢吹 周平から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年7月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地籍基本細部測量、車載写真レーザ測量)
- 2 作業の地域 草津市大路一丁目、大路二丁目
- 3 作業の期間 令和7年7月1日から令和7年12月26日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、滋賀県企業庁長 藤原 久美子から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年7月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量)
- 2 作業の地域 湖南市高松町、小砂町、岩根、大池町
- 3 作業の期間 令和7年7月7日から令和7年9月29日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年7月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 米原市磯、朝妻筑摩
- 3 作業の期間 令和7年7月14日から令和8年3月26日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司か

ら公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年7月11日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 作業の地域 大津市桜野町二丁目
- 3 作業の終了日 令和7年4月30日

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年7月11日

滋賀県東近江土木事務所長 久保雅則

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町村井三丁目12番地 株式会社大島組 代表取締役 大島孝美	蒲生郡日野町大字松尾字御霊谷351番3の一部、353番4の一部、353番11、353番13の一部、353番20の一部、355番4の一部（第1工区）	2,360.25㎡	令和7.7.3	000559

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第87号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）第20条の規定に基づき、船舶の航行を制限する水域を次のとおり指定する。

令和7年7月11日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

- 1 目的 2025びわ湖大花火大会における水上交通の安全を確保するため
- 2 期間 令和7年8月8日（金）午後6時から午後10時まで
- 3 水域 琵琶湖大橋北側橋りょう北端から近江大橋南側橋りょう南端までの琵琶湖の水域
- 4 制限事項 航行の用に供する推進機関を有する船舶（警察用船舶、消防艇、救助の用に供する船舶、2025びわ湖大花火大会の運営のため主催者が運行する船舶および海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づき事業の許可を受け、または届出をした者がその用に供する船舶を除く。）の航行を禁止する。

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第9号

滋賀県病院事業庁庁舎管理規程（平成26年滋賀県病院事業庁規程第11号）の一部を次のように改正する。
令和7年7月11日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

- 第1条中「規程は」の右に「、法令その他別に定めるもののほか」を加える。
- 第4条第1項ただし書を次のように改める。
ただし、庁舎管理責任者が、その必要がないと認めるときは、室管理者を置かないことができる。
- 第4条中第3項を第4項とし、同条第2項中「に協力する」を「を補助する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定により室管理者を置かない室については、庁舎管理責任者が直接これを管理するものとする。
第 6 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

- (9) 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（庁舎の秩序を乱し、または業務の円滑な遂行を妨げ、もしくは職員等および来庁者等の権利を侵害するおそれのないものとして滋賀県病院事業庁長（以下「病院事業庁長」という。）が別に定めるもの（以下「特定撮影等」という。）を除く。）をすること。
- (10) 建物内をハンドル形電動車椅子（ハンドルの操作によって進行方向を変えることができる電動車椅子およびこれと同様の構造を有する電動車椅子をいう。）で移動すること。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。
（特定撮影等により作成されたものの目的外使用の禁止）

第 6 条の 2 庁舎において特定撮影等を行う者は、当該特定撮影等の目的以外の目的のためにみだりに当該特定撮影等により作成されたものの発信その他の使用をしてはならない。

第 7 条第 1 項ただし書中「庁舎管理責任者が」を削り、「特に認めた場合」を「病院事業庁長が別に定めるものについて」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上庁舎管理責任者が制限する必要があると認める行為をすること。
- 第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の承認を受けようとする者は、病院事業庁長が別に定めるところにより、庁舎管理責任者に申請しなければならない。

第 7 条第 3 項中「承認申請書の提出」を「申請」に、「これを承認し、承認申請書の副本に承認印を押印して申請者に交付する」を「病院事業庁長が別に定めるところにより、第 1 項の承認をする」に、「第 1 項の」を「その」に改め、同条第 4 項第 1 号中「承認申請書に」を「規定による申請に関し」に、「記載」を「申請」に改め、同項第 2 号中「承認申請書に記載された」を「規定による申請の」に改める。

第 10 条中「使用する者」の右に「、第 6 条第 9 号に規定する特定撮影等を行う者」を加え、「行った」を「行う」に、「ならびに美観の保持」を「、美観の保持その他庁舎の管理」に改める。

第 11 条第 1 項中「庁舎管理責任者」の右に「または室管理者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、室管理者にあっては、その管理する室またはその利用する庁舎における秩序の維持、火災および盗難の防止、美観の保持その他当該室または当該庁舎の管理のために必要な場合に限るものとする。

第 11 条第 2 項中「庁舎管理責任者」の右に「または室管理者」を加え、「室管理者その他」を削り、同条第 4 項を削る。

第 12 条中「庁舎管理責任者が」を「別に」に改める。
別記様式を削る。

付 則

- 1 この規程は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に改正前の第 7 条第 2 項の規定により承認申請書の提出があった場合における同条第 1 項の承認については、なお従前の例による。

雑 報

滋賀県市町村職員共済組合令和 6 年度決算の要旨の公告

滋賀県市町村職員共済組合定款第 5 条の規定に基づき、令和 6 年度決算の要旨を公告する。
令和 7 年 7 月 11 日

滋賀県市町村職員共済組合理事長 小 棕 正 清

損益計算書（自令和6年4月1日、至令和7年3月31日）

(単位：千円)

経理区分		短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
収入	負担金	7,201,642	14,409,755	811,082	105,218			230,867	226,413					22,984,977
	掛金(保険料)	7,235,418	9,859,503	811,077					217,436					18,123,434
	連合会交付金	1,216,759						98,287				54		1,315,100
	利息及び配当金	3,312				3,919		268	310	26	1,335,950	34	1	1,343,820
	その他の収入	28,505						2,569	941		172,883	9,104	146	214,148
	他経理から繰入							44,074		16,572				60,646
	前年度繰越支払準備金	1,152,447												1,152,447
	計	16,838,083	24,269,258	1,622,159	105,218	3,919	0	376,065	445,100	16,598	1,508,833	9,192	147	45,194,572
支出	給付	8,255,282												8,255,282
	役職員給与							153,566	34,162	7,804	32,682	5,277		233,491
	厚生費							102	255,344		15	2		255,463
	特定健康診査等費								42,088					42,088
	旅費・事務費							20,271	3,070		1,787	345		25,473
	委託費							9,366	6,992					16,358
	賃借料							18,258	2,724		3,083	141		24,206
	普及費							2,164	1,215		537	317		4,233
	支払利息					3,919					881,067	3,918	146	889,050
	負担金							23,611	5,252	8,755	5,508	881		44,007
	連合会払込金	173,439	24,269,258	1,622,159	105,218			101,267						26,271,341
	連合会拠出金	799,948												799,948
	病床転換支援金	1												1
	退職者給付拠出金	13												13
	前期高齢者納付金	1,610,271												1,610,271
	後期高齢者支援金	2,893,530												2,893,530
	介護納付金	1,335,080												1,335,080
	他経理へ繰入	44,074							16,572					60,646
	その他の支出	8,069						27,250	35,194	25	130,689	90		201,317
	次年度繰越支払準備金	1,215,147												1,215,147
	計	16,334,854	24,269,258	1,622,159	105,218	3,919	0	355,855	402,613	16,584	1,055,368	10,971	146	44,176,945
差引当期利益金又は 当期損失金(△)		503,229	0	0	0	0	0	20,210	42,487	14	453,465	△ 1,779	1	1,017,627

貸借対照表（令和7年3月31日現在）

(単位：千円)

経理区分		短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
資産	流動資産	3,673,558	1,444,861	104,916	694	1,525		510,526	677,430	32,309	1,431,694	63,005	975	7,941,493
	固定資産					360,000		5,895	14	1,548,088	91,689,767	692,677	18,637	94,315,078
	繰延資産							3,476						3,476
	資産合計	3,673,558	1,444,861	104,916	694	361,525	0	519,897	677,444	1,580,397	93,121,461	755,682	19,612	102,260,047
負債	流動負債	152,449	1,444,861	104,916	694			13,389	19,566	30	87,592,546	150		89,328,601
	固定負債	1,215,147				361,525		141,811	34,688	23,836	86,156	419,910	18,637	2,301,710
	負債合計	1,367,596	1,444,861	104,916	694	361,525	0	155,200	54,254	23,866	87,678,702	420,060	18,637	91,630,311
資本	資本剰余金													0
	利益剰余金	2,305,962						364,697	623,190	1,556,531	5,442,759	335,622	975	10,629,736
	欠損金													0
	資本合計	2,305,962						364,697	623,190	1,556,531	5,442,759	335,622	975	10,629,736
負債・資本合計		3,673,558	1,444,861	104,916	694	361,525	0	519,897	677,444	1,580,397	93,121,461	755,682	19,612	102,260,047

正誤

令和7年7月1日付け第627号滋賀県告示第259号中

ページ	行	誤	正
2	21	高島市朽木岩瀬183番地	高島市朽木岩瀬182番地